

大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会  
中央執行委員会 委員長 絹笠 瑞基 様

大阪府立大学 副学長（学生担当）・学生センター長 吉田 敦彦

## 大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会 2018 年度要望書に対する回答

2019年2月23日（土）に承った要望書について、以下のとおりにそれぞれご回答いたします。

### I. 休校に対しての規約・対応に関する要望

| I-1 | 休講発表について改善すること  |
|-----|---|
| 回答  | <p>(1) 休講情報のメールでの配信について<br/>休講情報に関しては、随時更新する可能性があるため、メールでの配信は、複数の配信を行う可能性もあり、全学生への一斉メール通知は、更新情報を随時配信することを考えると運用として難しく対応しておりません。</p> <p>(2) 大学公式の SNS での配信について<br/>大学公式の SNS には、ポータルに情報が掲載されている旨を伝える配信のみ行っております。これは、随時変更される可能性がある情報を、二次配信である SNS に内容を掲載して配信してしまうと最新の情報ではない情報が周知されてしまう可能性があるため、1次情報をポータルにのみ制限して配信しております。<br/>最新の情報がポータルに掲載されたという情報は、大学公式の SNS を通じて、SNS のコンテンツ内にポータルの URL のリンクを掲載して配信しており、ご意見の「情報の拡散にまで時間がかかる。見落としが発生してしまう」といったことは現状の運用でも対応できているという認識ですが、認識に相違があればご指摘をお願いします。<br/>また、二次配信である SNS に内容を掲載して配信してしまうと最新の情報ではない情報が拡散されてしまうという可能性があるため、ポータルの掲載内容をあえて SNS のコンテンツに記載していないという点についてはご理解いただきたいと思います。</p> <p>(3) 休講発表の時間について<br/>遠方から通学されている学生で通学時間が2時間を超える方がいらっしゃることは承知しています。<br/>本学では、2時間を超える地域にお住まいの方については、交通要件も、暴風警報・特別警報の発令を規定されている休講条件の地域外となると考えています。その地域については、条件として指定できないと考えており、それぞれの地域の状況に合わせて判断いただきたいと思いますと考えております。そのため、2019年度から適用される休講条件については、暴風警報、特別警報の条件に「(注意事項) 上記にかかわらず、特別警報、暴風警報が発令された時や居住地域に避難勧告が発令された時は、自らの身の安全を最優先に行動すること。」を付記しています。<br/>2時間を超える地域から通学される方については、従前どおりその地域の交通事情や暴風警報、特別警報に伴う欠席を認めていますので、従来どおり個別の事情で欠席することについては、授業担当教員へ欠席届を提出してください。<br/>休講判断の時間については、他大学では午前の授業の判断時間を6時としている大学があることは承知していますので、今回更新した休講要件の運用状況を見て、今後も継続して検討していきたいと思っております。</p> |

|     |   |
|-----|---|
| I-2 | 休講に関する規約を改善すること   |
| 回答  | <p>2018年6月18日に発生した大阪府北部地震を踏まえ、2019年度からの「交通機関の運行停止・暴風警報等発令時に伴う授業の取扱い」について見直しを行っており、取扱いの想定を超える事態が発生した場合に、即時に対応ができるよう非常時の授業の取扱いを明文化しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3. その他非常時の授業の取扱いについて<br/>上記にかかわらず、学長が学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、休講等の措置を行うことがある。</p> </div> <p>詳しくは、別添の2019年度以降の「交通機関の運行停止・暴風警報等発令時に伴う授業の取扱い」をご確認ください。</p> |

## II. 授業料減免制度に関する要望

|      |  |
|------|--|
| II-1 | 授業料の段階的減免制度を導入すること   |
| 回答   | <p>授業料減免制度については、学生生活を送るうえで重要な事項であると認識しています。</p> <p>現在の本学の減免制度は、成績要件を満たした学生の内からさらに経済要件を満たすことで減免の対象者を決定しており、大学では、これまで成績要件を緩和することで授業料減免の支援枠を広げることを検討してまいりました。</p> <p>しかしながら、2020年度から消費増税を財源とした学士課程における高等教育無償化制度が国の方針として導入される予定となっています。</p> <p>その内容は、授業料減免と日本学生支援機構の奨学金が一体となる支援制度となっています。</p> <p>経済要件に合わせて3段階の授業料減免が設定されており、申請に当たっては、経済的な要件と学生本人の学習意欲により対象者の決定がなされ、支援の継続については、成績要件に基づき判定されることが予定されています。</p> <p>このような大きな国の制度改革が予定されていますが、大学では、学生生活の支援に広がりが見られるよう本制度に併せた検討を進めてまいります。</p> |

## III. ノー自転車ゾーンに関する要望

|        |  |
|--------|--|
| III-1. | ノー自転車ゾーンを改善すること  |
| 回答     | <p>ノー自転車ゾーンの改善については、同様の要望を前年度学生自治会からも受理しており、それに対し、詳細な状況認識を記したうえで、結論的に「キャンパス内の各関係者の皆さんからのさまざまな意見をもとに、今回の要望についても、学生センターからの具体的な改善提案にし、「車両対策会議」に諮ってまいりたい」と回答しました。</p> <p>約束通り、2018年（平成30年）度学生自治会と意見交換したうえで、学生センターで改善案をまとめ、全学の公式会議に提案して、その可決を得て、2019年4月から具体的な改善を実現しました。</p> <p>その経緯、提案内容とその結果は、以下の通りです。</p> <p><b>【学生自治会との協議の経緯とその結果】</b></p> <p>1 経緯</p> <p>自治会への要望回答後も「ノー自転車ゾーン」の規制を緩和することにより、ルールを無視して自転車走行する学生や違反駐輪の発生により当該エリアの安全性が損なわれ、規制開始以前の状況に戻るのではないかと懸念である旨を学生自治会に伝え、打開策に向けて9月以降も継続的に協議を行ってきました。最終的には規制緩和を前提に、当該エリアの安全確保のため学生センターと学生自治会とが協働して、自転車の通行ルール順守とマナーアップに関するキャンペーン</p> |

を定期的実施する方向で合意を得ました。そこでまず、学生自治会自身が現状を正しく把握するため、以下の実態調査を行いました。

(1) 2018年12月17日～2018年12月21日

「ノー自転車ゾーン違反乗入れの実態調査」

(内容) 学生自治会と学生課で予備的調査(目視)を行ない、昼休み時の乗り入れが最も多いと予想されるため、学生自治会が期間を定めてB12棟2階からビデオカメラによる定点観測を行ないました。その結果、当該時間帯だけで毎日平均20台近く乗り入れが確認され、乗り入れが最も多い時間帯などが把握できました。

(2) 2018年12月25日

実態調査を踏まえた協議(学生自治会、学生課、学生センター長同席)

(内容) ルールを守らない学生が一定数いることについて確認し、年明けに学生課と学生自治会が協働して「ノー自転車ゾーン」におけるマナーアップ・キャンペーンを実施することで合意。

(3) 2019年1月8日～10日

昼休みに「ノー自転車ゾーン」におけるマナーアップ・キャンペーン(乗り入れ禁止のビラ配布、拡声器による呼びかけ、違反駐輪自転車の撤去)を実施。

## 2 結果

上記の経緯を経て、2019年1月18日に、以下の結論を得ました。

当該エリアで乗り入れ及び駐輪を規制するキャンペーンを実施したところ、その後、目に見えて当該エリアへの乗り入れや違反駐輪が減りました。学生自治会もキャンペーンの効果を確認し、その効果を持続させるためにも、規制緩和後もこのエリアのマナーアップに関する定期的なキャンペーンの必要性を最終確認しました。一連の協議・調査・キャンペーンの結果、学生自治会が要望に対して一定の責任を持ち、緩和案が実行されれば、学生センターと学生自治会とが協働して、自転車のルール順守とマナーアップに関するキャンペーンを定期的実施することを確認しました。

### 【学生センター長から「中百舌鳥キャンパス車両対策会議」への提案内容】

#### 1 提案内容

ノー自転車ゾーン内について、自転車に乗車することなく押しながら通り抜けること並びに20時から翌8時は自転車走行可とする(土日祝も同じ)。

※ノー自転車ゾーン内では駐輪ができないことは、これまでと変わらない。

#### 2 提案理由

学生会館周辺のノー自転車ゾーンは、学生、教職員、学外からの訪問者が当該エリアで安全・安心して通行し、また、憩うことができるよう、2017年5月1日に規制が制定されたものですが、制定後1年半を経た現在、ノー自転車ゾーンの運用はある程度定着してきていると思料されます。また、制定の理由のひとつであった学生会館の改修工事による当該ゾーンの狭隘化に伴う危険も解消していることから、当該ゾーンの安全面への影響が少ない時間帯に限り、学生たちの利便性を考慮し、自転車の走行を許可すること、及びそれ以外の時間帯にあっても自転車に乗車することなく押しながら通り抜けることを認めることを提案するものです。

※この提案内容については、平成30年10月1日及び平成31年1月28日の学生委員会において口頭で説明したが、特に意見はありませんでした。

一方で、規制の制定後も当該ゾーンに自転車を乗り入れたり、駐輪をする学生の存在も確認しています。今回の学生自治会からの申し出は、学生自治会が要望に対して責任を持ち、そのような学生たちに対して啓発活動を行うことを前提としています。緩和案が実行されれば、学生センターと学生自治会とが協働して、自転車のルール順守とマナーアップに関するキャンペーンを定期的実施する予定です。

なお、学生課を通じて、学生会館にある大阪府立大学生生活協同組合にこの緩和案について打診したところ、問題ないとの意見を得られています。

|  |   |
|--|---|
|  | <p><b>【中百舌鳥キャンパス車両対策会議での審議結果】</b></p> <p>2018年2月8日、3月19日に開催された中百舌鳥キャンパス車両対策会議にて、上記の規制緩和提案を行い、審議のうえ、承認されました。</p> <p>したがって、2019年度4月から、自転車に乗車することなく押しながら通り抜けること、並びに20時から翌8時は自転車走行可とする規制緩和が、上記のとおり実現しています。ただし、上記の確認事項、すなわち「学生自治会が要望に対して一定の責任を持ち、緩和案が実行されれば、学生センターと学生自治会とが協働して、自転車のルール順守とマナーアップに関するキャンペーンを定期的実施するという確認」とセットでの緩和実施です。</p> <p>なお、要望に挙げられている新たな駐輪場の設置については、前年度自治会要望への回答に記したとおりです。ゾーンに隣接しているA2棟跡地とA5棟間の駐輪場やB1棟北駐輪場、B3棟西駐輪場も利用率が上がっておりますが、飽和状態にはなっていないため、自転車ゾーン周辺の駐輪場新設は現状、差し迫った課題ではないと認識しています。ゾーンにより隣接した場所への新設の要望であるならば、その適地の具体的な提案を期待します。</p> |
|--|---|

|      |   |
|------|---|
| II-2 | 管理を厳正化すること  |
| 回答   | <p>歩行者の安全性を高めるために、管理を厳正化すべしとの要望に関わる、学生センターの取り組みについて回答します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ノー自転車ゾーン設置によって、歩行者の安全を第一に考慮した管理を導入したこと</li> <li>2) 導入当初における全面的な管理規制と定着に応じたリーズナブルな緩和措置を企図したこと</li> <li>3) 緩和に当たっては、ルール遵守のマナー向上を学生・教職員の協働で取り組む体制づくりを重視していること</li> </ol> <p>以下、それぞれを説明します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ノー自転車ゾーンというゾーンそのものを設置して、歩行者の安全を第一に考慮した管理を導入したこと。</li> </ol> <p>このような要望が出てくるということは、そもそもノー自転車ゾーンの導入そのものが、歩行者の安全性を高めるための（自転車利用者にとっては厳格に過ぎるとの反応もあった）管理の厳正化であったとの認識が、学生自治会構成員において弱くなっているのでは、と思われまます。導入当初のゾーン施設の経緯について再確認しておきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 安心安全をめぐる課題状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年6月 学館前通りをA4棟西側から生協売店前方向に自転車で走行していた市民（公開講座受講者）が、府大池筋と学館前通りの交差点で、学生の運転する自動車と接触・転倒し、怪我をされました。</li> <li>・また、当時は、学生会館周辺には、駐輪場ではないのに自転車が大量かつ乱雑に駐輪されており、会館や生協への入館・入店の妨げとなっていました。さらに、大量の駐輪により狭隘になっている学生会館周辺を自転車が多数走行していました。これらのなかには、二人乗り、スマートフォンを操作しながらの走行あるいは複数台の自転車が横に連なって走行することなどもみられました。このため、学生や教職員、特に車椅子利用者等の方々はもとより、大学に来られた市民の皆様もが、安全に、安心して通行し利用することに支障が生じていました。</li> <li>・一方、学生会館は2017年度に改修工事が予定されており、会館周辺がさらに狭隘化するなど、危険性が増すことが予想されました。</li> </ul> </li> <li>(2) 課題への対策の検討プロセス <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの状況に鑑みて、2016年10月以降、交通の安全確保を図り、教育、研究の場にふさわしい環境を保持するために必要な交通規制等を検討するために、「中百舌鳥キャンパス車両対策会議」が主導して、さまざまなキャンパス内関係者の意見を伺ったうえで、ノー自転車ゾーンの創設</li> </ul> </li> </ol> |

や府大池筋の自動車通り抜け禁止などの見直しを進めることになりました。

・学生の意見については、会議構成員である学生センターを通じて2016年12月開催の「学生団体連絡会」において、ノー自転車ゾーンを含む交通規制案を提示し、長時間にわたるヒアリングを行いました。さらに各団体が当該案を持ち帰って検討し、学生自治会や学園祭実行委員会などの団体からの意見が学生課に提出されました。それらを踏まえ、再び2017年1月の学生団体連絡会で意見交換を行いました。(ex.「昼休みだけでなく2コマ前も自転車で学館前どおりとばす人がいて怖いので賛成」「(学館前だけでなく)文化部棟近辺も自転車で溢れかえっているのでも何とかしてほしい」など総論賛成、「駐輪場をもっと増やしてほしい」「手押し通行の許可」「禁止時間帯の設定」など運用面での配慮要請、等々。)

### (3) ノー自転車ゾーン導入と学生団体協力による周知啓発活動等の実施

・上記の検討を経て、2017年2月14日に理事長・学長が中百舌鳥キャンパス交通規制の見直し、駐輪場の増設・拡張などの内容を決定し、2017年5月1日から学生会館周辺のノー自転車ゾーンを導入する運びとなりました。

## 2) 規制緩和と並行した、学生・教職員協働によるルール遵守管理の強化

### (1)

・導入実施の当初は、ノー自転車ゾーンそのものを定着させるために手押し運行や時間帯による走行可を容認せず全面禁止で管理を徹底する方針を取りました。ご理解を得た学生団体にも協力をいただき、各団体の学生有志によるメガホン・チラシなどによる昼休み周知啓発活動を行いました。

・時間の経過とともにノー自転車ゾーンは機能し始めましたが、他方で一部学生の違反は続きました。2017年10月には1週間のマナー向上キャンペーンを、これも学生団体の協力を得て行いました。

・2018年度に入り、学館前広場「くすのき広場 NE x ST」などの整備も完了し、ノー自転車ゾーンは、一定の定着を得るようになってきました。しかし、他方で、引き続き一部学生によるルール違反は絶えることなく続きました。

・このような状況のなか、学生自治会より、「手押しでの通り抜け可」「夜間の走行可」などの緩和提案が出てきました。このような提案は合理性も認められる一方、管理の厳正化とは逆行することになりかねません。しかし、このような緩和は、定着が進めば検討の余地があるとの認識が当初よりありました。

### (2)

・したがって、前項「Ⅲ-1」で説明したように、「学生自治会が要望に対して一定の責任を持ち、緩和案が実行されれば、学生センターと学生自治会とが協働して、自転車のルール順守とマナーアップに関するキャンペーンを定期的実施するという確認」のもとに、緩和改善策を実現させました。

・「管理の厳正化」については、このように、学生センターの強制力による管理は、できるかぎり最小限にとどめ、学生たちの意見を取り入れて、協働でルール決定・実施を行っていく方が、よりよい管理運営ができると考えています。今後も、学生自治会はじめ、学生各団体のご理解ご協力をお願いします。

### (まとめ)

・ノー自転車ゾーンについては、施行から2年経過したこともあり、入学時からゾーンの存在が当たり前である学生が増えてきています。一部の違反者を除いて大多数の学生にルールが浸透し、学生会館や食堂周辺の安全が確保されつつあると認識しています。

・しかしながら、ご指摘の通り自転車に乗ったまま通過したり、ゾーン内に駐輪するなど一部ルールを守らない利用者がいるのも事実です。大学としては、昨年実施したマナーアップ・ルール順守キャンペーンのように、自治会など学生団体ともタイアップを行い、さまざまな対応を講じてきているところです。今後とも、自転車マナーのさらなる向上・ルール順守に向け、皆さんの自覚・理解・協力を求めています。

#### IV. 情報設備に関する要望

|      |   |
|------|---|
| IV-1 | 情報設備を改善すること   |
| 回答   | <p>OPU-Student は、無線による学内ネットワーク接続を学生の皆様に行っていただけるよう整備したもので、接続の際に必要な検疫に関しては、違法ダウンロードやウイルス感染など様々な問題への対策として必要なものとなっております。接続までの手順が多いことや全学無線 LAN の電波状況の改善については、全学無線 LAN システムの更新に伴い、改善できるところについては検討させていただきます。</p> <p>スマートフォンの全学無線 LAN 利用に関しては、検疫のシステムがスマートフォンに対応していないため、セキュリティ上の問題から OPU-Student は利用できません。また、食堂や図書館ロビー等では公衆無線 LAN (0000docomo, Wi2, Wi2_club) を利用できるようにしております。こちらは、直接キャリアのネットワークに接続されることとなりますが、接続の制限や検疫システム等はありませんので、セキュリティに十分にご注意の上、ご利用ください。スマートフォンでの無線の利用拡大についてはセキュリティを勘案しながら今後検討させていただきます。</p> <p>屋内での携帯電話の電波状況については、耐震を目的とした建屋構造上、壁が厚く電波が通りにくい場所等があるため、個別の電波状況については、契約されている通信キャリア (NTT docomo, au, SoftBank 等) にお問い合わせください。</p> |